

七尾市復興公営住宅 入居事前申込調査のお知らせ

2025 年10月

※復興公営住宅への入居を希望される世帯は、必ずお読みください。

目 次

1.復興公営住宅とは	P1
2.入居募集する復興公営住宅	P1
3.申込みの資格について	P5
4.手続きについて	P6
5.入居に際しての注意事項.....	P8
6.家賃について	P9
7.よくある質問.....	P11

【問合せ先】

七尾市役所 建設部 都市建築課 建築住宅グループ
〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地 七尾市役所(2階)
TEL:0767-53-8429(直通)
電子メールアドレス: toshikenchiku@city.nanao.lg.jp

1.復興公営住宅とは

災害により**住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災世帯**向けに、市が整備して**低廉な家賃で賃貸する公営住宅**です。



2.入居募集する復興公営住宅 ※現時点で建設地が未定のものも含まれています

住宅番号	地区	復興公営住宅 名称(仮称)	整備予定 戸数	住宅形式	間取り・戸数※	入居開始時期 (見込み)
①	西湊	小丸山団地	14	集合住宅	1LDK・2戸 2LDK・8戸 3LDK・4戸	R8 年8月
②		西湊団地	20	集合住宅	2LDK・3LDK 内訳未定	未定
③	中島	中島第1団地	36	長屋住宅 (平屋)	2LDK・30戸 3LDK・6戸	R9 年6月
④		中島第2団地	12	長屋住宅 (平屋)	2LDK・10戸 3LDK・2戸	R9 年4月
⑤	能登島	能登島団地	20	集合住宅	2LDK・16戸 3LDK・4戸	R9 年6月
⑥	田鶴浜	田鶴浜第1団地	12	長屋住宅 (平屋)	2LDK・10戸 3LDK・2戸	R9 年4月
⑦		田鶴浜第2団地	20	集合住宅	2LDK・16戸 3LDK・4戸	R9 年10月
⑧		田鶴浜第3団地	20	集合住宅	2LDK・16戸 3LDK・4戸	R9 年10月
⑨	和倉・石崎	石崎団地	45	集合住宅	2LDK・36戸 3LDK・9戸	R10年2月
⑩		香島団地	15	集合住宅	2LDK・12戸 3LDK・3戸	R10年2月
⑪	矢田郷	矢田郷団地	46	集合住宅	2LDK・3LDK 内訳未定	未定
⑫	東湊	東湊団地	20	集合住宅	2LDK・3LDK 内訳未定	未定
⑬	御祓	御祓団地	78	集合住宅	2LDK・3LDK 内訳未定	未定
⑭	袖ヶ江	袖ヶ江団地	30	集合住宅	2LDK・3LDK 内訳未定	未定

※1LDK:延べ面積 47～48 ㎡、2LDK:延べ面積60～65㎡、3LDK:延べ面積 75～80 ㎡

※車椅子対応住戸が必要な場合は、2LDK タイプで整備する。

■復興公営住宅 建設予定位置図

【七尾地区】



【中島地区】



【能登島地区】



【田鶴浜地区】



【和倉・石崎地区】

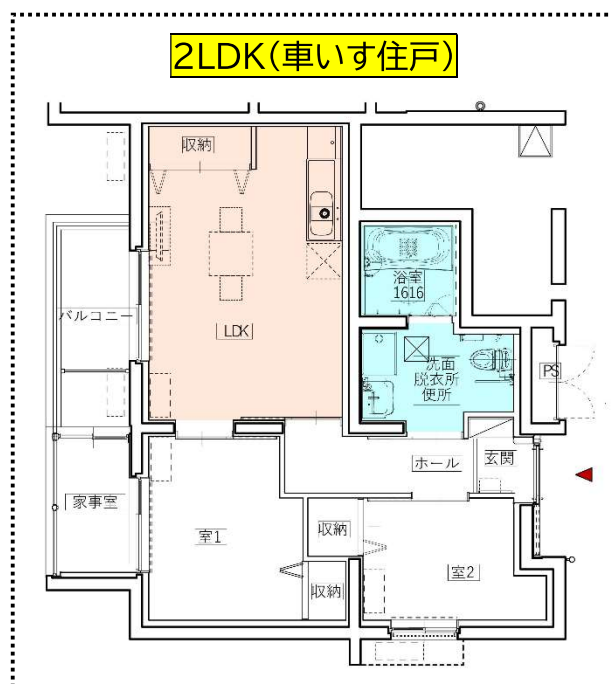
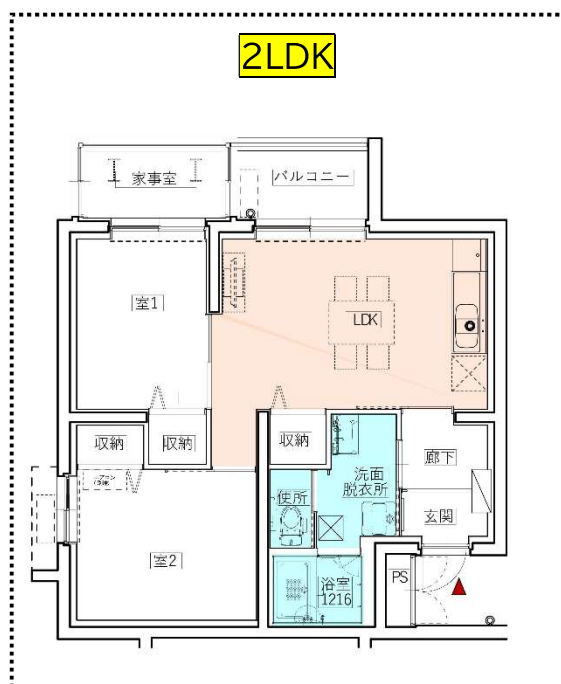
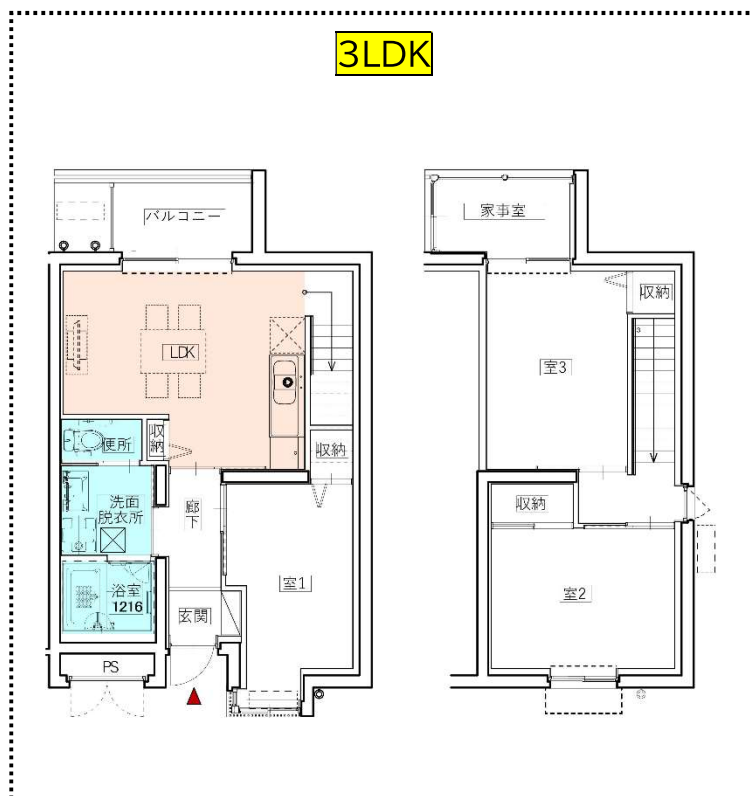
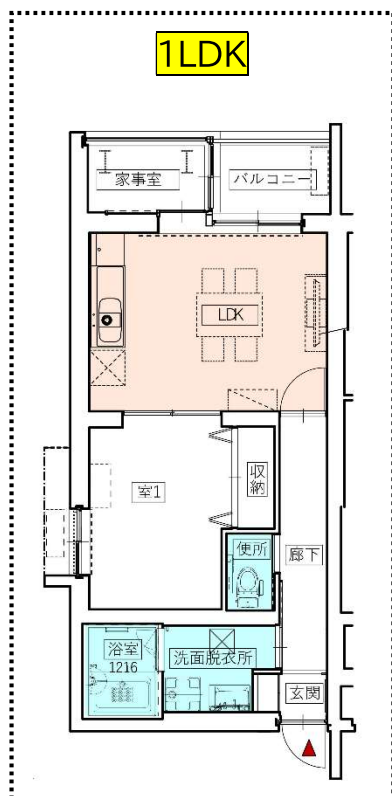


■申込ができる間取りについて

・申込みは、家族単位で申し込んで下さい。世帯の人数に応じて申込できる間取りは次のとおりです。

入居世帯人数	1LDK (47～48㎡)	2LDK (60～65㎡)	3LDK (75～80㎡)
1人	○	○	×
2人	○	○	×
3人以上	×	○	○

■間取りイメージ



3.申込みの資格について

次の①から④のすべての要件を満たさなければ、復興公営住宅に入居できません。

① 令和6年の能登半島地震により七尾市で居住していた持ち家又は賃貸住宅が被災し、その住宅の罹災証明書で被害の程度が、**全壊**、**大規模半壊**、**中規模半壊**、**半壊**のいずれかで、**解体済又は解体予定** であること。

② 仮設住宅や避難先等に居住しており、居住できる住宅がないこと。

※住宅を新築した場合、被災住宅を修繕して住んでいる場合、みなし仮設住宅扱いではないマンション・アパート・借家などに住んでいる場合など、安定した住居を確保されている場合は、申込みできません。

③ 申込み世帯に暴力団員がいないこと。

④ 市税等の滞納がないこと。

※復興公営住宅は、市営住宅と同様に七尾市営住宅条例に基づく扱いとなります。

【注意事項】

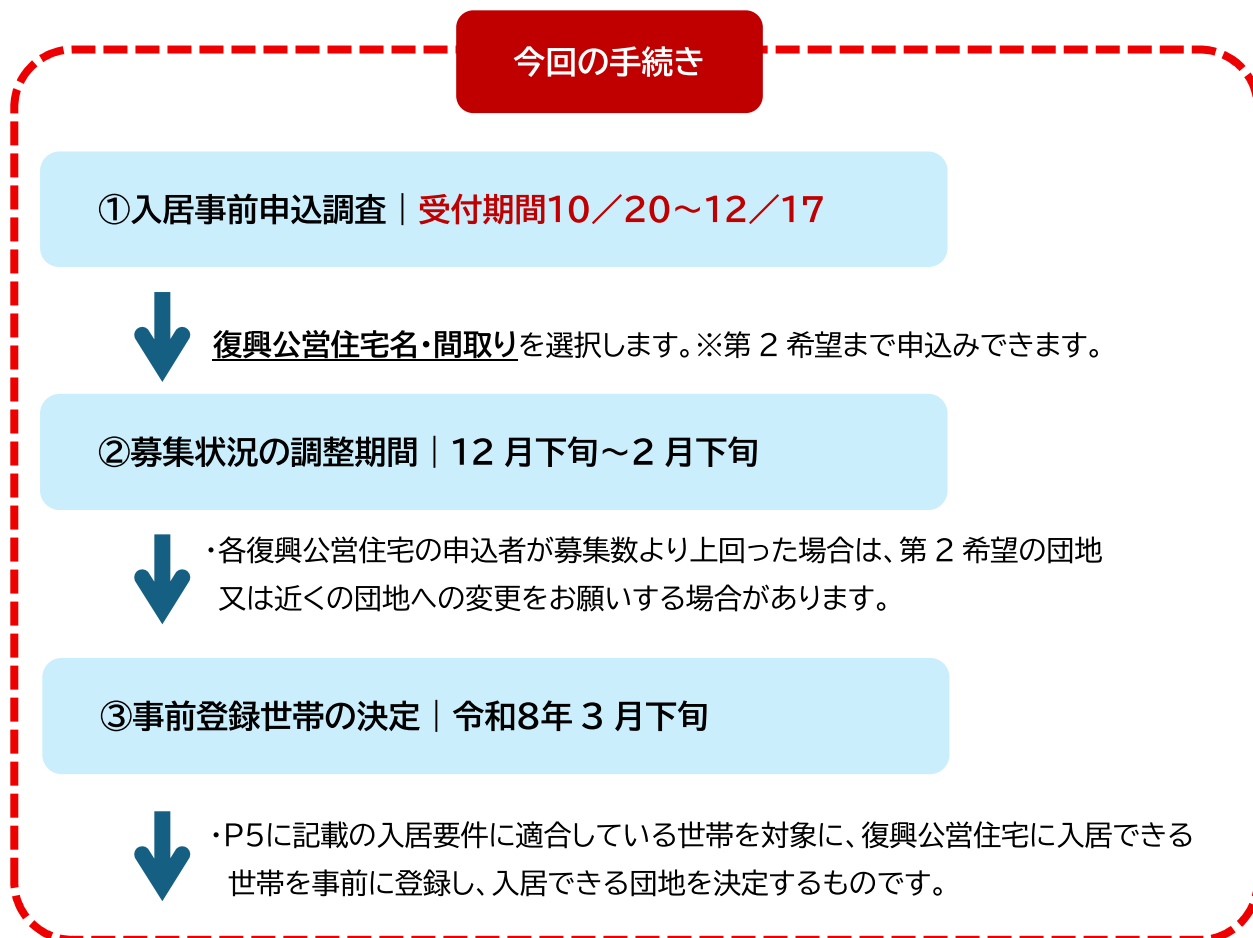
- ・被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請(受給)している世帯は、復興公営住宅に入居できません。
- ・復興公営住宅への入居は、被災時の世帯(仮設住宅や避難先に入居している世帯)の単位が前提となります。原則として、復興公営住宅への入居を機に世帯分離することはできません。
- ・復興公営住宅の入居については、収入要件(収入の上限基準)がありません。ただし、入居から3年が経過すると、「一定以上の収入」がある方は、家賃が段階的に引き上げられます。
- ・入居資格がないと判明した場合は、入居できません。
- ・入居後に他の公営住宅に住替えることはできません。

4.手続きについて

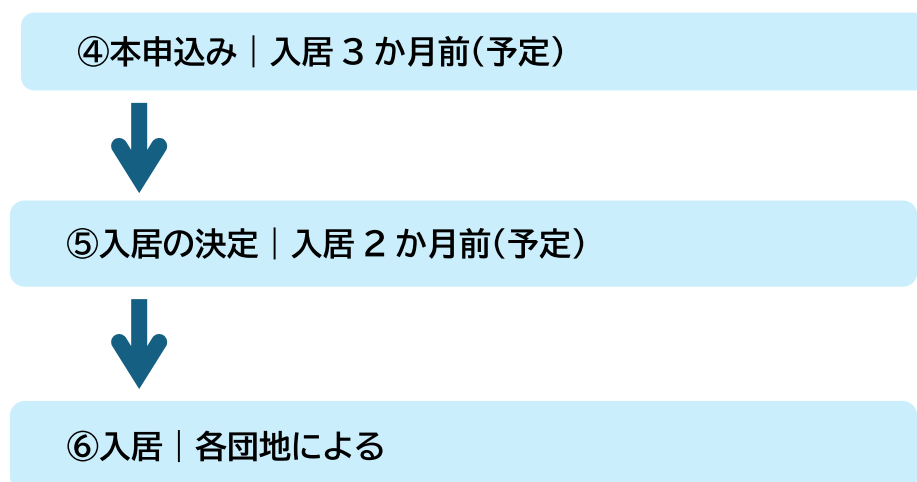
(1)事前登録から入居までの流れ

- ・復興公営住宅に入居を希望する方は、①入居事前申込調査を行ってください。
- ・入居事前申込調査から入居までの流れは、次の通りです。

注：入居事前申込をしておかないと、復興公営住宅に入居できません。



【以下は今後の予定です。】



※④本申込み、⑤入居の決定、⑥入居のタイミングについては、各復興公営住宅により異なります。

(2)入居事前申込調査

- ・入居事前申込調査は、復興公営住宅に入居できる世帯を事前に登録し、入居できる団地を決定するものです。
- ・入居時期に関わらず、全ての住宅の入居事前申込調査を行います。
- ・入居事前申込書に必要事項を記入し、必要書類を揃えて受付期間に受付窓口まで持参して下さい。
※郵送は不可とします。

■必要書類

- ①入居事前申込書
- ②り災証明書の写し
- ③解体証明書又は滅失登記簿謄本の写し(解体が済んでいない場合は提出不要)
- ④申込者及び家族全員が載っている住民票の謄本 市民課で発行
- ⑤所得、課税証明書(18 歳以上の入居者全員分、最新年度のもの) 税務課で発行
- ⑥市税に未納がない証明書(18 歳以上の入居者全員分) 税務課で発行
- ⑦障害者手帳の写し(該当の方がいる場合)

■入居事前申込の受付

受付場所:地震に関する 総合支援窓口(パトリア 4 階 多目的ホール)

受付時間:9時~12時、13時~17時(土・日・祝日除く)

■受付期間

- ・受付は、大変混雑することが予想されます。混雑緩和のために、受付日は入居希望地区を指定していますので、第1希望で決められた地区の指定日にお越しください。
- ・なお、地区指定日以外にお越しになった場合は、原則受付はいたしませんので、ご了承ください。

申込受付期間(土・日・祝日除く)	入居希望地区	対象復興公営住宅名称(仮称)
10月20日(月) ~ 22日(水)	西湊地区	①小丸山団地、②西湊団地
10月23日(木) ~ 29日(水)	中島地区	③中島第1団地、④中島第2団地
10月30日(木) ~ 31日(金)	能登島地区	⑤能登島団地
11月4日(火) ~ 10日(月)	田鶴浜地区	⑥田鶴浜第1団地、⑦田鶴浜第2団地 ⑧田鶴浜第3団地
11月11日(火) ~ 18日(火)	和倉・石崎地区	⑨石崎団地、⑩香島団地
11月19日(水) ~ 25日(火)	矢田郷地区	⑪矢田郷団地
11月26日(水) ~ 27日(木)	東湊地区	⑫東湊団地
11月28日(金) ~ 12月5日(金)	御祓地区	⑬御祓団地
12月8日(月) ~ 10日(水)	袖ヶ江地区	⑭袖ヶ江団地
12月11日(木) ~ 17日(水)	市内全地区	全て(①~⑭)

■留意事項

- ・入居事前申込では、第2希望まで申し込むことができます。
- ・指定の申込書以外では申込みはできません。

(3)事前登録世帯の決定

- ・次の方法等により事前登録世帯を決定し、事前登録決定書を郵送でお届けします。
- ・入居に係る資格要件に該当しない場合は、事前登録不決定書を郵送でお届けします。

■入居の優先について

- ・住宅困窮度が高く生活基盤の安定確保が必要な世帯や、世帯員に事情を考慮すべき方がいる世帯は、優遇措置を図ります。

<優遇措置を図る世帯>

高齢者世帯:全員が60歳以上の高齢者世帯(ただし、18歳未満の子どもは含んでもよい)

障害者世帯:身体障害者手帳(1級～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1級～2級)、療育手帳(A・B)の交付を受けている方を含む世帯

子育て世帯:未就学児(小学校に入る前までの子ども)を含む世帯

■応募多数の場合

- ・各復興公営住宅の申込者が募集数より上回った場合は、第2希望の団地又は近くの団地への変更をお願いする場合があります。

5.入居に際しての注意事項

(1)入居3か月前の本申込み手続きについて

- ・改めて本申込が必要となりますので、事前登録された世帯宛てに、後日案内を郵送します。
- ・本申込時には、連帯保証人が1名必要です。

(2)駐車場について

- ・駐車場は、住宅1戸あたり1台までです。(1か月1,500円程度)

(3)注意事項について

- ・家賃以外に、共益費、自治会費等の必要な経費があります。(入居時の敷金は不要です)
- ・ペット(犬・猫等)は飼育できません。
- ・住宅の改修、増築はできません。
- ・住宅内にエアコン、ガス(IH)器具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、個室の照明、カーテン等はありませんので、必要な場合は、入居者が用意することとなります。
- ・家賃を滞納するなど、七尾市営住宅条例等に定める禁止行為などがあった場合は、退去していただく場合があります。

6.家賃について

(1)家賃について

- ・復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき、入居世帯の収入や住宅の立地、規模、経過年数等によって算出されます(団地や住宅ごとに家賃は異なります)。
- ・また、入居者には毎年収入を申告する義務があり、その収入によって家賃は毎年改定されます。

(2)家賃の目安

※あくまで、現時点の想定です。家賃は、復興公営住宅、間取りごとに異なります。

区分		入居1年目の間取り別の家賃の目安		
収入分位	政令月収	1LDK	2LDK	3LDK
1	0円 ～ 104,000 円	13,800 円	17,700 円	20,600 円
2	104,001 円 ～ 123,000 円	16,000 円	20,400 円	23,800 円
3	123,001 円 ～ 139,000 円	18,300 円	23,300 円	27,200 円
4	139,001 円 ～ 158,000 円	20,600 円	26,300 円	30,700 円
5	158,001 円 ～ 186,000 円	23,500 円	30,100 円	35,100 円
6	186,001 円 ～ 214,000 円	27,200 円	34,700 円	40,500 円
7	214,001 円 ～ 259,000 円	31,800 円	40,600 円	47,400 円
8	259,001 円 ～	36,700 円	46,900 円	54,700 円

【注意事項】

- ・収入分位 5 以上で、入居から 3 年経過後、「一定以上の収入」がある世帯は、家賃が大幅に引き上げられます。

(3)政令月収の求め方

■政令月収とは

- ・政令月収とは、「入居者全員の 1 年間の所得の合計額」から法で定める「控除額」を差し引いた後、12 か月で割ることにより算出します。

$$\text{政令月収} = (\text{A 所得金額} - \text{B 控除額}) \div 12$$

■政令月収の対象となる収入

政令月収の 算出対象と なる収入	①給与収入	給料、賃金、賞与、手当等の支給された金額
	②事業収入	事業所得、配当所得、利子所得、不動産所得、個人年金給付金など
	③年金収入	厚生、共済、国民、企業年金等の課税対象となる年金
算出対象外	・障害年金、遺族年金、生活保護扶助費など ・退職一時金、不動産譲渡などの一時的な収入	

A 所得金額

①給与所得者

税金や社会保険料を差し引く前の「給与総収入金額」から、所得税法に規定する給与所得控除額を控除した後の金額を「給与所得金額」とします。

源泉徴収票の「給与所得控除の金額」又は市県民税所得課税証明書の「給与所得」の額

給与総収入金額(源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得金額(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)
0円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入額-550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	端数整理※後の給与収入金額×0.6+100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	端数整理※後の給与収入金額×0.7-80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理※後の給与収入金額×0.8-440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円 ～	給与収入金額-1,950,000円

※端数整理:給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000をかけます。

②事業所得者等

自営業者などで所得金額を確定申告する方の場合、前年の収入金額から必要経費を差し引いた後の事業所得、利子所得、配当所得等の総所得金額が対象となります。

確定申告書又は市県民税所得課税証明書の「所得金額」

③公的年金受給者

課税対象の総年金収入額(2種類以上ある場合はすべて含む)をもとに、所得税法に規定する公的年金等控除額を控除した後の金額を「年金所得金額」とします。

受給者の年齢	総年金収入額(税込)	年金所得金額
65歳以上	0円 ～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	総年金収入額-1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	総年金収入額×0.75-275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	総年金収入額×0.85-685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	総年金収入額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円 ～	総年金収入額-1,955,000円
65歳未満	0円 ～ 600,000円	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	総年金収入額-600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	総年金収入額×0.75-275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	総年金収入額×0.85-685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	総年金収入額×0.95-1,455,000円
	10,000,000円 ～	総年金収入額-1,955,000円

B 控除額

控除の対象	控除額(1人につき)
給与所得等(入居者・同居者のうち、給与所得・公的年金所得のある者)	10万円(※1)
同一生計配偶者、扶養親族(入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族)	38万円
老人扶養親族(同一生計配偶者又は扶養親族の内、70歳以上の方)	10万円
特定の扶養親族(扶養親族の内、16歳以上23歳未満の方)	25万円
特別障害者(精神障害者保健福祉手帳の1級、身体障害者手帳の1級・2級、特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人等)	40万円
障害者(特別障害者以外の障害者の方)	27万円
寡婦・寡夫	27万円(※2)
ひとり親	35万円(※3)

※1 その者の給与所得等の金額が10万円未満の場合は当該金額。

※2 その者の所得金額から「給与所得等の控除額」(10万円)を控除した残額が、27万円未満の場合は当該金額。

※3 その者の所得金額から「給与所得等の控除額」(10万円)を控除した残額が、35万円未満の場合は当該金額。

(4)家賃算出シートの紹介

- ・七尾市ホームページに「七尾市復興公営住宅 家賃シミュレーションツール」を用意しています。
- 必要事項を入力すると、自動で家賃の目安が計算されますので、ご活用ください。
- ※市ホームページで「七尾市復興公営住宅の整備について」で検索。

■家賃算定例

<例> 共働き夫婦(夫婦ともに40歳代、夫の給与収入は500万円、妻の給与収入は100万円)

と子ども2人(高校生1人、中学生1人)が入居する場合

A 所得金額の計算を行うと、夫婦それぞれの所得額は夫が356万円、妻が45万円となります。

B 控除額については、「給与所得等」が2名、「同一生計配偶者、扶養親族」が3名、「特定の扶養親族」が1名いることから合計159万円が控除されます。

A 所得金額から **B 控除額**を差し引いて12で割ると、政令月収は20.17万円/月、収入区分は6となり、6.(2)の表から、入居1年目の家賃の目安は2LDK34,700円、3LDK40,500円となります。

	年齢	年収	A 所得金額	B 控除額計	政令月収	収入分位	1年目の家賃 (目安)
夫	45	給与収入500万円	356万円	159万円	20.17万円	6	2LDK 34,700円/月 3LDK 40,500円/月
妻	42	給与収入100万円	45万円				
子	17	—	—				
子	14	—	—				
計			401万円				

7.よくある質問

Q1：入居事前申込調査とは何ですか。

A1：入居事前申込調査は、復興公営住宅への入居を希望される方があらかじめ入居したい復興公営住宅と間取りを指定して申込みものです。申込みの結果、復興公営住宅に入居できる世帯を事前に登録し、入居できる団地を決定するものです。

Q2：入居事前申込調査に申込まないと、復興公営住宅に入居できないのですか。

A2：入居事前申込を行わないと、復興公営住宅への入居はできません。そのため、復興公営住宅への入居を希望される方は、必ず入居事前申込を行ってください。

Q3：現時点で住まいの再建方法が決められないのですが、後からでも申込みできますか。

A3：今回の入居事前申込調査にて入居する復興公営住宅の整備戸数を確定させることから、受付期間後に申込みことはできません。

ただし、復興公営住宅に空室が出た場合や既設の市営住宅への入居申込は可能となります。

Q4：入居事前申込後に、ほかの復興公営住宅や間取りに変更できますか。

A4：原則、変更はできません。

Q5：単身世帯での申込はできますか。

A5：P5に記載の申込資格(入居要件)を満たせば、申込みことができます。